

2007年3月23日

薬害肝炎東京訴訟判決を受けての声明

薬害肝炎全国原告団

薬害肝炎全国弁護団

本日、全国5地裁に係属している薬害肝炎訴訟のうち、東京地方裁判所における判決が言い渡された。

本判決は、昨年6月21日の薬害肝炎訴訟大阪地裁判決、同年8月30日の薬害肝炎訴訟福岡地裁判決に引き続き、フィブリノゲン製剤による薬害について、みたび国と企業の法的責任を認め、断罪した。さらに、第 因子製剤についても、初めて企業の法的責任を認めた。

本日の判決で、本件各血液製剤によるC型肝炎感染被害については、薬害であることが動かぬものとなった。国と企業は、直ちに被害者に謝罪し、薬害肝炎問題の全面解決に向けた協議を開始すべきである。

大阪判決及び福岡判決後、厚生労働大臣は、被害者との面会すら拒否し、何ら薬害肝炎問題の解決を図ろうとしなかった。国がみたび同様の対応をとるようなことがあれば、われわれは、不退転の決意で臨む所存である。

これまで本訴訟を支援していただいた国民の皆様にも、本件の全面解決及び全ウイルス性肝炎患者の被害回復に、これまで以上のご理解とご支援をお願いする次第である。

以 上